

第66回国民体育大会関東ブロック大会 宿泊要項

1 趣 旨

第66回国民体育大会関東ブロック大会（以下「大会」という。）開催の趣旨を踏まえ、大会に参加する選手・監督、都県選手団本部役員、視察員、競技会役員、競技役員、及び報道関係者等（以下「大会参加者」という。）の宿泊に関し、必要な事項を定める。

2 方 針

第66回国民体育大会関東ブロック大会茨城県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、関係機関・団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 宿泊業務取扱機関名

株式会社JTB関東法人営業水戸支店（以下「JTB」という。）

〒310-0803 水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル2F

TEL 029-225-5253

FAX 029-226-4017

4 業務の実施

- (1) 県実行委員会は、大会参加者に係わる宿泊業務を円滑かつ効率的に実施するため、県下の広域配宿等を集中的に処理することを目的とし、JTBにその業務を委託する。
- (2) JTBは、県実行委員会と協議の上、関係者の宿泊が円滑かつ効果的に行われるよう業務を遂行する。
- (3) 宿泊に関するトラブル等が発生した場合は、県実行委員会と協議の上、JTBが調停・斡旋を行うものとする。

5 宿舎の選定及び確保

- (1) 大会参加者の宿泊は、旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿泊所をいう。）を利用するものとする。
- (2) 風紀上及び衛生上支障があると認められる場合は、利用しない。

6 配 宿

- (1) 選手、監督の宿舎は、環境、競技会場、及び練習会場等までの交通状況並びに都県別、競技種目別及び男女別を考慮して配宿する。
- (2) 競技会役員及び競技役員配宿は、できる限り同一又は近隣の宿舎とする。
- (3) 1人の宿泊に要する広さは、 3.3m^2 （2畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。
- (5) 宿舎を任意に変更したことによって生じたトラブル及び損失は、変更した者がその責任を負うものとする。

7 宿泊料金等

- (1) 宿泊とは、入宿日の午後3時以降、出発日の午前10時までの客室の使用をいうものとし、原則として1泊2食とする。宿泊料金は次の2つの区分とし、指定された宿舎に該当する料金を支払うものとする。

区分	宿泊料金	摘要
A	9,000円	1泊2食（サービス料・消費税を含む。）
B	9,150円	1泊2食（サービス料・消費税・入湯税を含む。）

- (2) 欠食控除

原則として認めない。ただし、競技の都合により朝食及び夕食を欠食しようとする場合は、下記期限までに宿舎に申し出た場合に限り、それぞれの食事料金を控除する。

区分	申出期限	控除料金
朝食	前日の午後6時まで	1人1回 700円
夕食	当日の午前9時まで	1人1回 1,200円

- (3) 宿泊の取消し・人員変更

申込み後の宿泊取消し・人員変更があるときは、宿泊日より起算して2営業日前までに、各都県申込責任者がJTBあてにファクシミリで速やかに連絡するものとする。

また、宿泊日前日及び当日の変更は、直接宿舎へ電話又はファクシミリで速やかに連絡するものとする。

※ファクシミリでの連絡の場合は、必ず着信確認をすること。

ア 入宿前に宿泊を取り消す場合

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料
宿泊予定日の8日前まで	徴収しない
” の7日前以降当日の正午まで	1人1泊3,000円

イ 入宿後競技の都合により、宿泊を取り消す場合

宿泊取消の申出区分	宿泊取消料
宿泊当日の午後3時まで	徴収しない
” 午後5時まで	宿泊料金の40%
” 午後6時まで	宿泊料金の80%
” 午後6時以降	宿泊料金の100%

- (4) 適用期間

宿泊料金等の適用期間は、競技会開催日の2日前から大会終了日の翌日までとする。

- (5) 荷物置き場等の利用料金

宿舎内の一部を一定の時間内で荷物置き場及び更衣等に利用する場合、事前に宿舎に申し出て、宿舎の協力が得られた場合には、原則として無料とする。ただし、特別の場合は宿舎との協議によるものとする。

8 昼食弁当の斡旋

(1) 料金

昼食の弁当（お茶付）は、希望により1食800円（消費税込み）で斡旋する。

(2) 申込み

宿泊申込みと同時にすることとし、申込み後の変更は、配送日2日前（土・日・休日を除く）までにJTBあて、必ずファクシミリにて連絡すること。（電話での受付は一切行わない。）
また、申込みの際は、想定される最大数で申込みをすること。

(3) 配送場所

申込者の指定する競技種別会場とする。

(4) 変更・取消

大会2日目以降の変更・取消については、利用前日の午後3時までにJTB大会担当デスクに連絡する。

9 宿舎・昼食弁当の申込み等

(1) 大会参加者別申込代表者

大会参加者	申込代表者
都県選手団本部役員・視察員	各都県体育協会
選手・監督	各都県競技団体
競技会役員・競技役員	茨城県各競技団体
報道関係者	宿泊希望者

(2) 昼食弁当を申し込む場合は、宿泊申込みと併せて申し込む。

弁当代金は、9(4)の指定口座へ納入する。（800円×申込個数）

(3) 申込期限

ア 平成23年7月13日（水）とする。ただし次に掲げる競技は、それぞれ記載の申込期限とする。

イ 宿泊申込書が申込期限までに到着しない場合は、宿泊申込みを受け付けず、大会総則の規定により大会への参加を認めないものとする。

区分	競技名	申込期限
本大会	カヌー（スラローム、ワイルドウォーター）	平成23年 5月2日（月）
	体操、山岳、カヌー（スプリント）、 なぎなた、ボウリング、ゴルフ	平成23年 6月16日（木）
	ボート	平成23年 6月24日（金）
	水泳（水球・シンクロ）、クレール射撃	平成23年 7月1日（金）
冬季大会	アイスホッケー（第67回大会）	平成23年 11月18日（金）

(4) 申込先及び昼食弁当代金納入先

ア 申込先

株式会社 J T B 関東法人営業水戸支店（以下「J T B」という。）

〒 310-0803 水戸市城南 1-1-6 サザン水戸ビル 2 F

TEL 029-225-5253 FAX 029-226-4017

（営業時間：月～金曜日 9：30～17：30 土、日、祝日休業）

イ 昼食弁当代金納入口座

金融機関：店名	みずほコーポレート銀行十二号支店
種別：口座番号	普通 1172973
口座名	(株) J T B 関東

10 宿泊料金の精算方法

宿泊申込み責任者は、宿泊日初日、宿舎において利用予定宿泊人数及び食事（朝食・夕食）の実数等を確認し、現地にて支払いをすること。宿泊人数・宿泊日数の変更により差額が生じた場合は、原則として宿舎にて精算を行う。

11 宿泊者の留意事項

- (1) 宿舎内の避難経路の確認を行うこと。
- (2) 貴重品の管理については、盗難防止のうえから十分に配慮すること。
- (3) 食中毒防止のため、原則として外部からの飲食物を持ち込まないこと。
- (4) 車両の駐車（特に大型車両）について、宿舎と事前に協議しておくこと。
- (5) 昼食弁当は、午後 2 時までには各会場の受取所にて受け取り食すること。
- (6) 賞味時間の過ぎたものは、食品衛生上廃棄すること。